

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）

平成30（2018）年9月
川崎市教育委員会



橘樹郡家跡 [千年伊勢山台遺跡] の伊勢山台地区から南東（鹿島田）方面を望む



橘樹郡家跡 [千年伊勢山台遺跡] の伊勢山台地区から西（影向寺）方面を望む

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川に所在する史跡橋樹官衙遺跡群の整備基本計画書である。
- 2 史跡橋樹官衙遺跡群は、橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）及び影向寺遺跡からなる。橋樹郡家跡を含む千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。ただし、千年伊勢山台遺跡内に橋樹郡家跡が所在することが明らかになる以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査については、「千年伊勢山台北遺跡」・「伊勢山台遺跡」・「伊勢山台東遺跡」・「千年蟻山遺跡」・「影向寺南遺跡」とそれぞれの調査毎に遺跡の名称が異なっているが、すでに報告書が刊行され、様々な場面で引用等されているため、これまでの名称を用いることにする。

影向寺遺跡についても、それぞれの調査毎に遺跡の名称が異なり混乱をきたしていた経緯から、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」（河合・伊東2007）の中で、川崎市教育委員会として、遺跡の名称を今後は「影向寺遺跡」に統一するとともに、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次調査から順番に調査次を設定した経緯がある。

ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に川崎市教育委員会が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年に影向寺薬師堂保存修理工事の際に実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行され、様々な場面で引用等されているため、これまでの名称を用いることにする。
- 3 千年伊勢山台遺跡からは、古代武蔵国橋樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代官衙に関連する遺跡について「橋樹郡衙跡」という名称を用いてきた。しかし、古代の郡における役所跡の遺跡名称については、近年全国的に「郡家」を用いる方向性になってきたことから、現在は「橋樹郡家跡」という名称を用いている。また、橋樹郡家跡の官衙関連遺構等は広範囲に広がっていることから、便宜上、橋樹郡家跡を字区分及び現地形等により地区区分を行い、上原宿地区、伊勢山台地区、谷戸地区、蟻山地区という地区名称も適宜用いる。
- 4 国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）の策定事業は、川崎市教育委員会が事業主体となり、平成30（2018）年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した。
- 5 整備基本計画は、川崎市教育委員会が策定し、川崎市附属機関設置条例に基づき設置されている「川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下、「調査整備委員会」という。）の指導・助言を受けた。
- 6 整備基本計画策定にあたり、文化庁文化財部記念物課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の指導・助言を受けた。
- 7 整備基本計画策定に関わる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が担当し、関連事業の一部を株式会社TEM研究所に委託した。
- 8 本書の執筆は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が行った。

目 次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画の対象範囲	1
第4節	計画期間	4
第5節	委員会等の設置・経過	5
第6節	上位関連計画と本計画との関係	7
第2章	史跡を取りまく環境	8
第1節	自然的環境	8
第2節	歴史的環境	9
第3節	社会的環境	11
第4節	史跡指定地の状況	14
第3章	史跡橘樹官衙遺跡群の概要	15
第1節	指定に至る経緯	15
第2節	指定の状況	15
第3節	橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果	18
第4節	遺跡群における保存整備状況	23
第4章	整備の方針と目標	24
第1節	基本方針	24
第2節	整備目標	24
第5章	整備の基本計画	25
第1節	地区区分と地区別整備計画	25
第2節	遺構に関する整備	32
第3節	動線に関する整備	33
第4節	地形造成に関する整備	33
第5節	修景及び植栽に関する整備	34
第6節	施設に関する整備	34
第7節	史跡の公開・活用	36
第8節	史跡の管理・運営	37

第6章	今後の事業計画	38
第1節	短期計画	38
第2節	長期計画	40

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡家〔郡衙〕跡（千年伊勢山台遺跡）とその西側に造営された古代寺院跡である影向寺遺跡から構成される古代官衙遺跡である（第1・2図）。遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡については、国史跡指定を目指す中で、本市の貴重な歴史文化遺産として保存活用の基本的な考え方を定め、今後の保存・整備・活用の推進を図るため、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」（以下、「基本的な考え方」という。）を政策決定し、その基本方針として次の3点を掲げた。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組を進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

この政策決定を受け、川崎市教育委員会では、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受けて、国史跡指定を目指した取組を進めるとともに、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」を策定した。また、国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を調査整備委員会に改編して、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに設置した。そして、この整備部会を中心に、史跡橘樹官衙遺跡群の将来にわたる保存整備・活用の基本的な方針を定めた「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）を平成30（2018）年2月に策定するとともに、保存活用計画に基づき、平成30（2018）年度中に整備基本計画を策定する。

第2節 計画の目的

史跡橘樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を通じ、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡橘樹官衙遺跡群の保存・整備に関する整備基本計画を定める。

第3節 計画の対象範囲

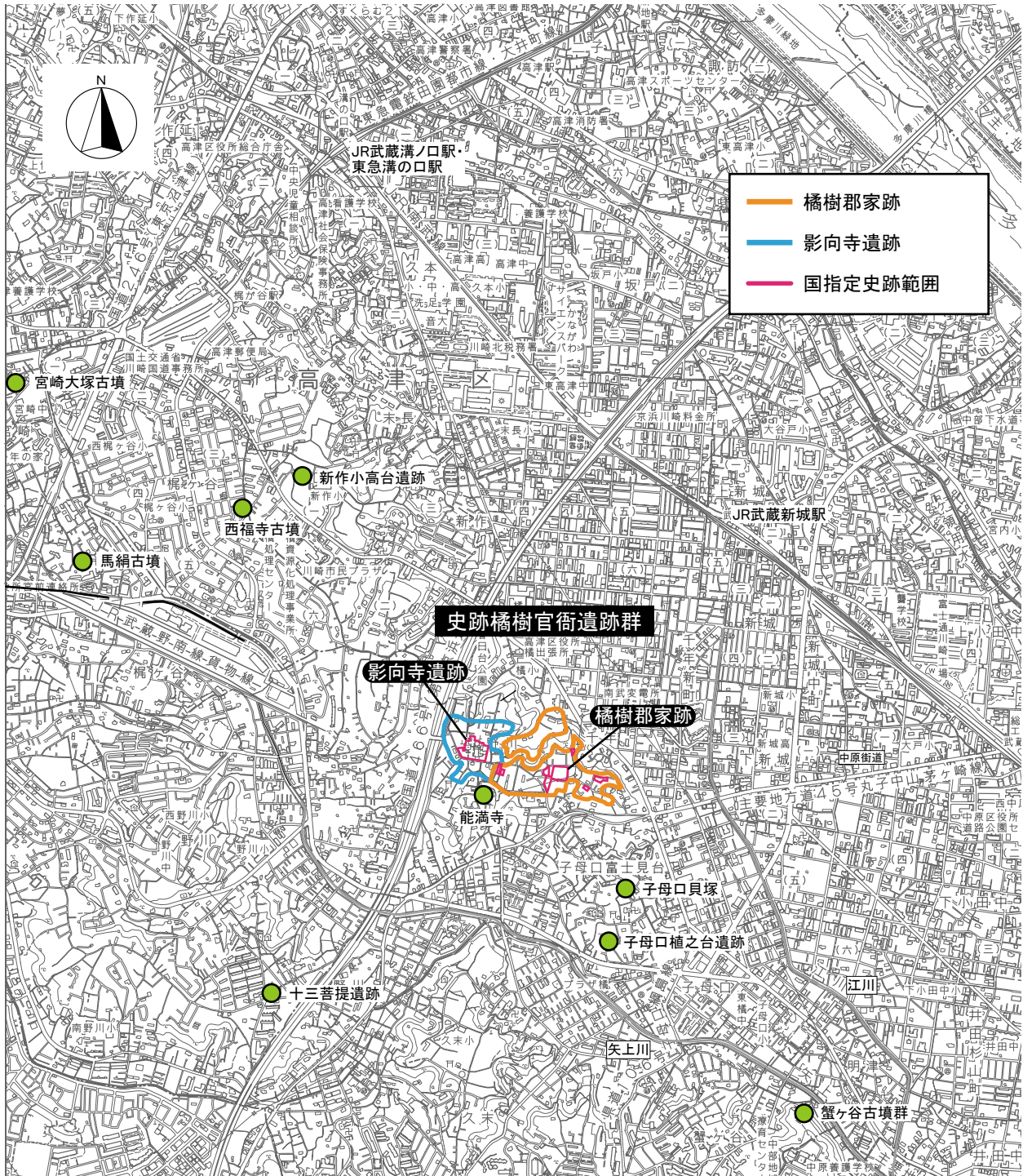
橘樹官衙遺跡群とは、川崎市高津区子母口から宮前区野川にかけて所在する、子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）、橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）、影向寺遺跡、影向寺台遺跡、影向寺北



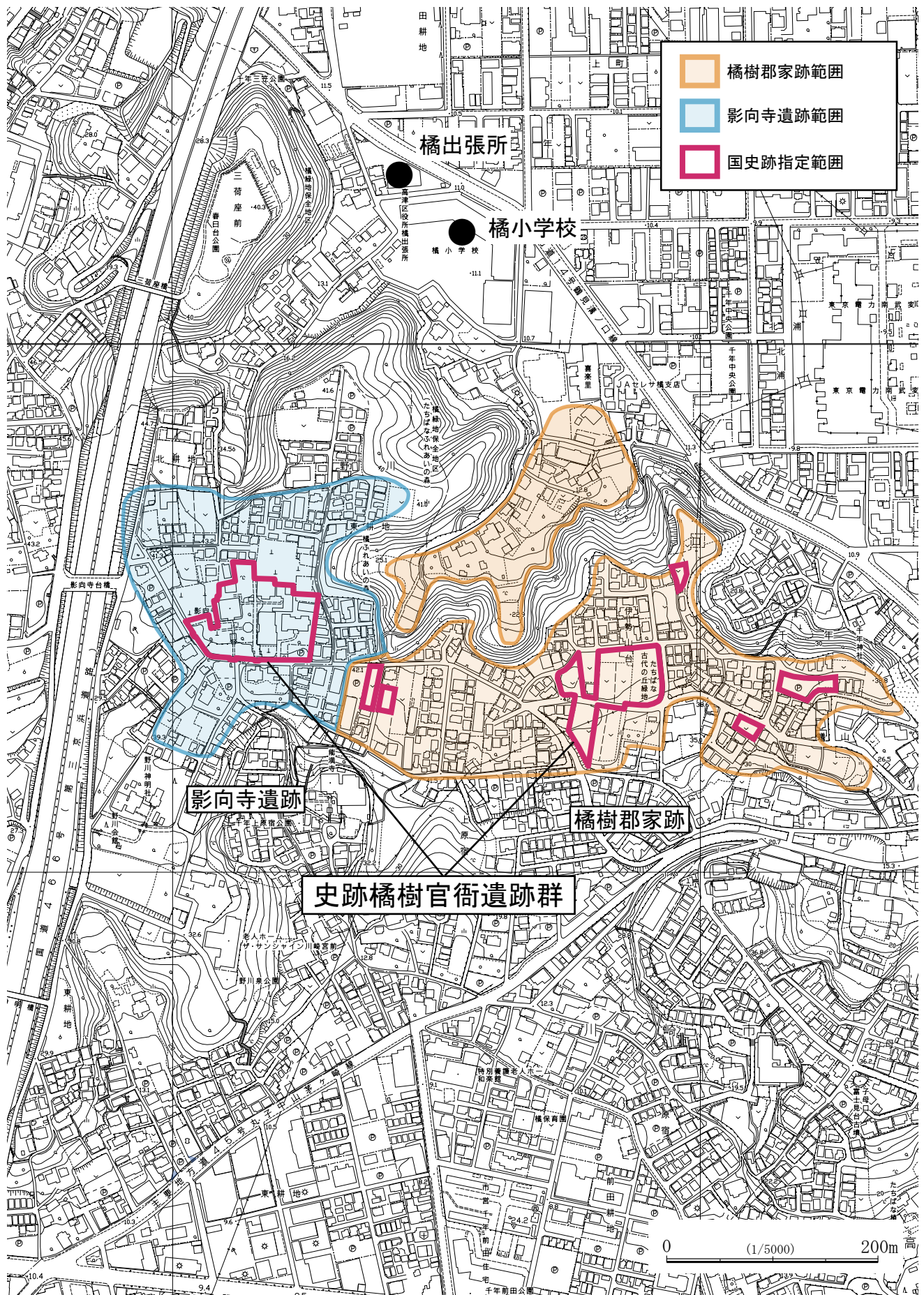
神奈川県・川崎市位置図



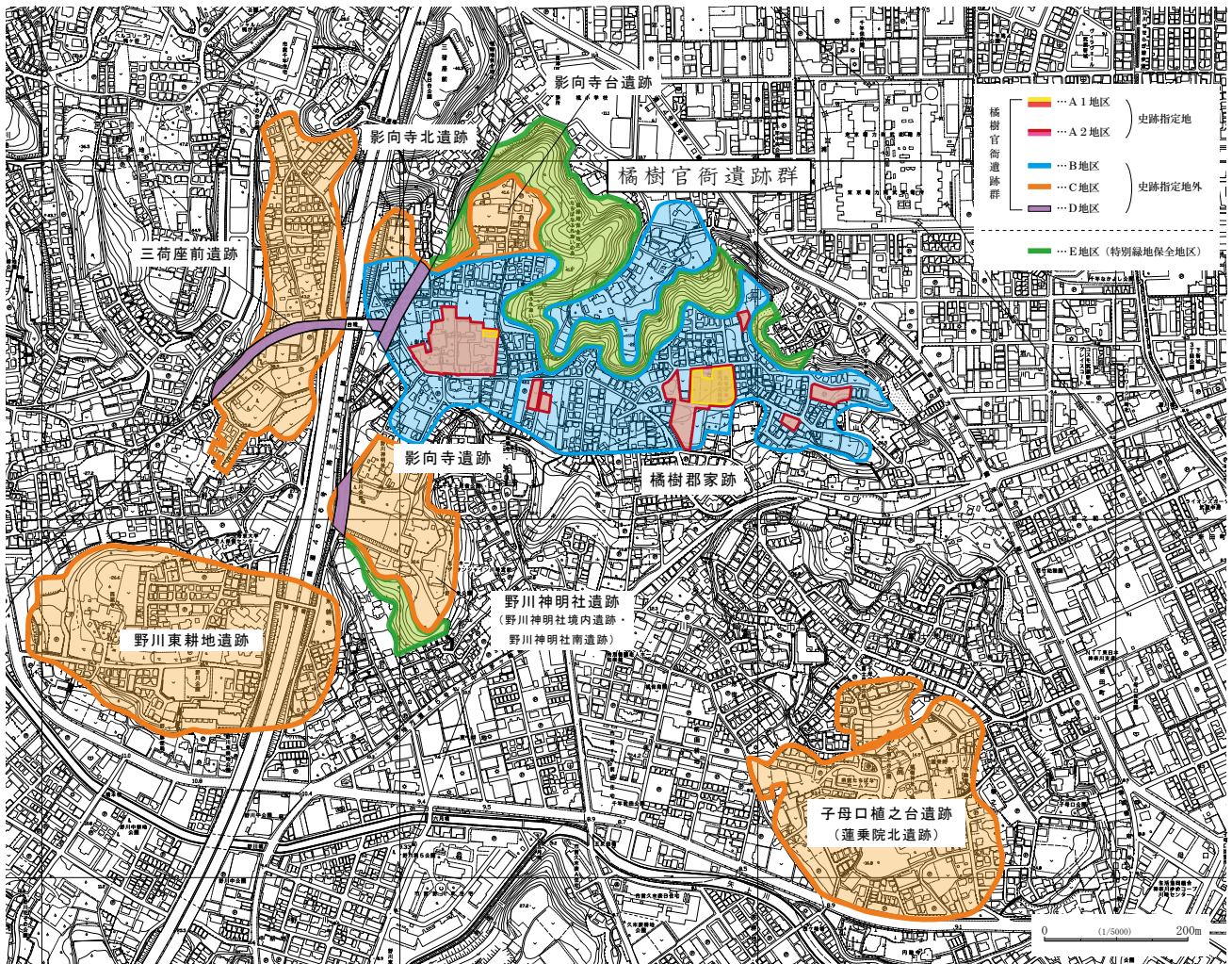
川崎市区分図



第1図 遺跡群広域位置図



第2図 遺跡群位置図



第3図 橋樹官衙遺跡群における地区区分図（保存活用計画）

遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡、三荷座前遺跡という、古代官衙関連遺構等が検出されている8つの遺跡の総称であり、このうち国史跡橋樹官衙遺跡群は、橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡の一部である。

整備基本計画の対象範囲は、保存活用計画の地区区分A地区及びB地区にあたる、国史跡指定地を中心とした、橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡全域とする（第1～3図）。

第4節 計画期間

整備基本計画の対象期間は、概ね平成31（2019）年度から平成60（2048）年度までの30年間とする。その上で、最初の10年を短期計画とし、平成33（2021）年度までを第1期、平成36（2024）年度までを第2期、平成40（2028）年度までを第3期として、それぞれの期間における整備の基本計画を策定する。また、短期計画終了後については、長期計画として将来的な整備の方向性を定める。

なお、整備基本計画策定後における、国史跡への追加指定、橋樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存・整備・活用に関する諸事業の実施状況等を踏まえ、概ね10年毎に内容の見直しを図るものとする。

第5節 委員会等の設置・経過

(1) 専門委員会

前述したように、本市では、国史跡橘樹官衙遺跡群における調査・研究、保存・整備・活用の指導・助言を得るため、学識者等で構成される専門委員会として調査整備委員会を設置している。整備基本計画の策定にあたっては、この調査整備委員会において、専門的な立場から客観的な意見や指導・助言等を受けた。また、調査整備委員会の下部組織として、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いている。

整備基本計画策定に関する検討については、主に整備部会で行った。整備部会には、地域や市民の目線からの意見等も取り入れるため、地元町会・町内会や史跡保存会から地元代表者もオブザーバーとして参加した。

[調査整備委員会名簿（平成30（2018）年度）]

(委員)

委員氏名	所属・役職等	部会
大上 周三	元神奈川県教育委員会課長代理	調査部会(考古学)
小澤 毅	三重大学人文学部教授	調査部会(考古学)
御堂島 正	大正大学教授・川崎市文化財審議会委員	調査部会(考古学)
大橋 泰夫	島根大学法文学部教授	調査部会(考古学)
佐藤 信	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事	調査部会・整備部会(古代史)
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会(考古学)
倉本 宣	明治大学農学部教授・川崎市文化財審議会委員	整備部会(緑地学)
鹿野 陽子	日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ講師	整備部会(造園学[景観])
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部 遺構研究室長	整備部会(建築史)
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会(文化資源学)

(オブザーバー)

所属・役職等
文化庁文化財部記念物課(埋蔵文化財部門)
文化庁文化財部記念物課(整備部門)
神奈川県教育委員会教育局文化遺産課(世界遺産登録推進グループ)
神奈川県教育委員会教育局文化遺産課(埋蔵文化財グループ)
高津区千年町会
宮前区野川町内会
橘樹郡衙跡史跡保存会
影向寺重要文化財・史跡保存会
株式会社TEM研究所(計画策定に係るコンサルタント業者)

(事務局)

所属・役職等
川崎市教育委員会事務局生涯学習部長
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課担当係長
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課職員
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課職員
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課職員

(2) 橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会

平成29(2017)年度に策定した保存活用計画の素案・最終計画案等を検討するにあたり、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、調査整備委員会の指導・助言等のもと、平成28(2016)年度に庁内に副市長を議長とした局長級で組織する「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」(以下、「庁内検討委員会」という。)を設置し、さらに、その下に課長級で組織した作業部会である幹事会を設置したが、整備基本計画の策定に際しても、引き続き、庁内検討委員会及び幹事会で検討を行った。

(委員)

	所属・役職等	氏名等	所属・役職等
議長	副市長	委員	建設緑政局長
委員	総務企画局長	委員	高津区長
委員	財政局長	委員	宮前区長
委員	市民文化局長	委員	教育長
委員	経済労働局長	委員	教育委員会事務局教育次長
委員	まちづくり局長		

(幹事会)

	所属・役職等		所属・役職等
幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	幹事	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	財政局財政部財政課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	財政局資産管理部資産運用課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	市民文化局市民文化振興室担当課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長	幹事	教育委員会事務局総務部企画課長
幹事	まちづくり局総務部企画課長	幹事	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長

(3) 委員会等の経過

[調査整備委員会]

- 第18回(平成30年度第1回) 平成30(2018)年6月15日(調査部会)
- 第19回(平成30年度第2回) 平成30(2018)年7月13日(整備部会)

[市内検討委員会]

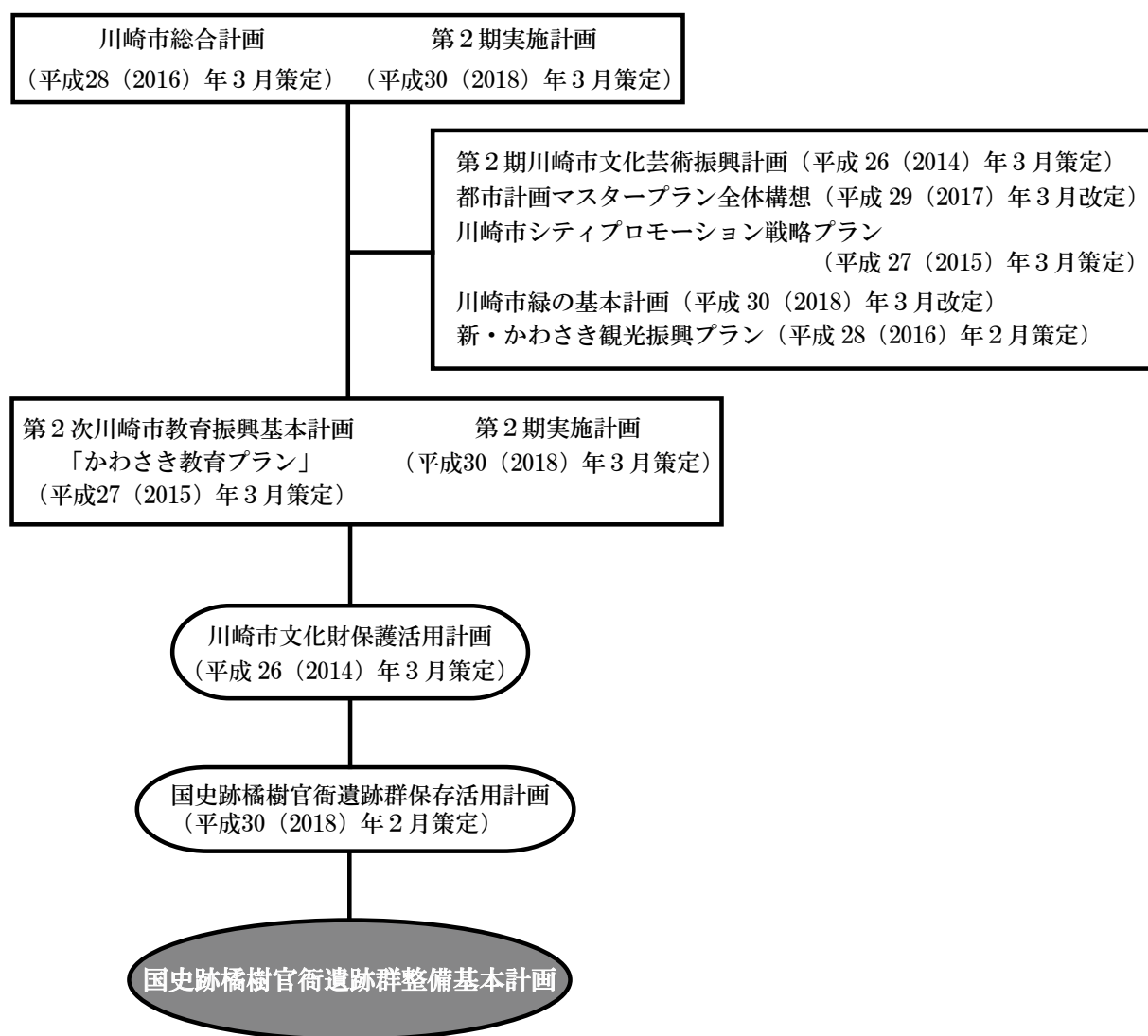
- 第4回（平成30年度第1回） 平成30（2018）年7月3日
- 第5回（平成30年度第2回） 平成30（2018）年8月7日

[市内検討委員会幹事会]

- 第6回（平成30年度第1回） 平成30（2018）年6月5日
- 第7回（平成30年度第2回） 平成30（2018）年7月23日

第6節 上位関連計画と本計画との関係

川崎市では、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、「川崎市文化財保護活用計画」においても、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等を「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・ひとづくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている。第4図は、整備基本計画と川崎市上位関連計画の関係性を示したものである。



第4図 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画と関連計画との関係